

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第1条 旅館業法施行細則(昭和34年岩手県規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(地位の承継の承認申請)</u></p> <p>第3条 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による旅館業営業承継(合併、分割)承認申請書を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>第4条 法第3条の3第1項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による旅館業営業承継(相続)承認申請書を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(宿泊者名簿の記載事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(営業の変更等の届出)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>第8条 [略]</p>	<p><u>(地位の承継の承認申請)</u></p> <p>第3条 法第3条の2第1項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による旅館業営業承継(譲渡)承認申請書を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>第4条 法第3条の3第1項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による旅館業営業承継(合併、分割)承認申請書を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>第5条 法第3条の4第1項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による旅館業営業承継(相続)承認申請書を所管保健所長に提出しなければならない。</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(宿泊者名簿の記載事項)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(営業の変更等の届出)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>第9条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 公衆浴場法施行細則(昭和34年岩手県規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(地位の承継の届出)</u></p> <p>第3条 [略]</p> <p>第4条 [略]</p>	<p><u>(地位の承継の届出)</u></p> <p>第3条 法第2条の2第2項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、別に定める様式による公衆浴場営業承継(譲渡)届を所管保健所長に提出して行わなければならない。</p> <p>第4条 [略]</p> <p>第5条 [略]</p>

第5条 [略] (変更等の届出)	第6条 [略] (変更等の届出)
第6条 [略]	第7条 [略]
第7条 [略] (水質の基準)	第8条 [略] (水質の基準)
第8条 [略] (既存一般公衆浴場の配置の基準の特例)	第9条 [略] (既存一般公衆浴場の配置の基準の特例)
第9条 [略]	第10条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(興行場法施行細則の一部改正)

第3条 興行場法施行細則（昭和34年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(地位の承継の届出)</u>
	第3条 法第2条の2第2項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、別に定める様式による興行場営業承継（譲渡）届を所管保健所長に提出して行わなければならない。
<u>(営業の承継の届出)</u>	
第3条 [略]	第4条 [略]
第4条 [略]	第5条 [略]
第5条 [略] (変更等の届出)	第6条 [略] (変更等の届出)
第6条 [略]	第7条 [略]
第7条 [略]	第8条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第4条 クリーニング業法施行細則（昭和35年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(地位の承継の届出)</u>
	第4条の2 省令第2条の2第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所等営業者地位承継届（譲渡）によらなければならない。
<u>(地位の承継の届出)</u>	
第5条 省令第2条の2第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所等営業者地位承継届（相続）によらなければならない。	第5条 省令第2条の3第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所等営業者地位承継届（相続）によらなければならない。
第6条 省令第2条の3第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所等営業者地位承継届（合併）によらなければならない。	第6条 省令第2条の4第1項の届出書は、別に定める様式によるクリーニング所等営業者地位承継届（合併）によらなければならない。
第6条の2 省令第2条の4第1項の届出書は、別に定める様	第6条の2 省令第2条の5第1項の届出書は、別に定める様

式によるクリーニング所等営業者地位承継届（分割）によら
なければならない。

式によるクリーニング所等営業者地位承継届（分割）によら
なければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。